

福岡県医発第1374号（地）

平成20年 9月27日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 横 倉 義 武

（公 印 省 略）

「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」の一部改正について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部長より別紙のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

標記については、「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」（平成19年3月30日医政経発第0330002号厚生労働省医政局経済課長通知）により取り扱われていましたが、今般、本通知の一部を改正することとなりました。

改正の概要は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が施行され、感染症の類型等として、新たに「新型インフルエンザ等感染症」が追加されたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

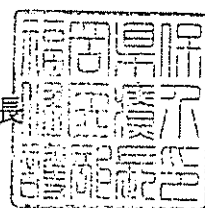


20医指第1689号-3
平成20年9月18日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県病院協会长
社団法人福岡県私設病院協会长
社団法人福岡県精神科病院協会长
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

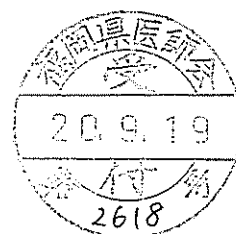
福岡県保健医療介護部長
(医療指導課医療指導係)



「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」
の一部改正について（通知）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医政局経済課長より、別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

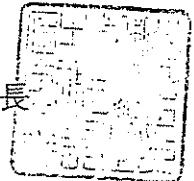




医政経発第0829004号
平成20年8月29日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局経済課長



「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」の一部改正について(通知)

標記については、「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」（平成19年3月30日医政経発第0330002号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「平成19年課長通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、平成19年課長通知の一部を別添のとおり改正することとし、それらの概要は下記のとおりであるので、管下医療機関に周知方お願いすると共に、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

○ 改正の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」が施行され、感染症の類型等として、新たに「新型インフルエンザ等感染症」が追加されたことに伴う改正を行う。

◎感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について（平成19年3月30日医政経発第0330002号）
（傍線の部分は改正部分）

改 正	現 行
○感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について （平成十九年三月三〇日） （医政経発第〇三三〇〇〇二号） 病院寝具類の洗濯業務において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類の消毒方法については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成五年二月十五日付指第一四号厚生省健康政策局指導課長通知）により規定しているところである。 今般、この消毒方法に関して、新たにオゾンガスによる消毒方法を追加することとし、別紙のとおり「オゾンガス消毒における留意事項」を定めたので、管下医療機関及び関係団体に対し周知方お願いする。 なお、本通知の施行期日は平成十九年四月一日とする。 以下（略）	○感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について （平成十九年三月三〇日） （医政経発第〇三三〇〇〇二号） 病院寝具類の洗濯業務において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類の消毒方法については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成五年二月十五日付指第一四号厚生省健康政策局指導課長通知）により規定しているところである。 今般、この消毒方法に関して、新たにオゾンガスによる消毒方法を追加することとし、別紙のとおり「オゾンガス消毒における留意事項」を定めたので、管下医療機関及び関係団体に対し周知方お願いする。 なお、本通知の施行期日は平成十九年四月一日とする。 以下（略）

(参考)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）
（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
目次	目次
前文	前文
第一章 総則（第一条―第八条）	第一章 総則（第一条―第八条）
第二章 基本指針等（第九条―第十一条）	第二章 基本指針等（第九条―第十一条）
第三章 感染症に関する情報の収集及び公表（第十二条―第十六条の二）	第三章 感染症に関する情報の収集及び公表（第十二条―第十六条の二）
第四章 健康診断、就業制限及び入院（第十七条―第二十六条の二）	第四章 健康診断、就業制限及び入院（第十七条―第二十六条の二）
第五章 消毒その他の措置（第二十七条―第三十六条）	第五章 消毒その他の措置（第二十七条―第三十六条）
第六章 医療（第三十七条―第四十四条）	第六章 医療（第三十七条―第四十四条）
第七章 新型インフルエンザ等感染症（第四十四条の二―第四十四条の五）	第六章（新設）
第八章 新感染症（第四十四条の六―第五十三条）	第七章 新感染症（第四十五条―第五十三条）
第九章 結核（第五十三条の二―第五十三条の十五）	第七章の二 結核（第五十三条の二―第五十三条の十五）
第十章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置（第五十四条―第五十六条の二）	第八章 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置（第五十四条―第五十六条の二）
第十一章 特定病原体等	第八章の二 特定病原体等
第一節 一種病原体等（第五十六条の三―第五十六条の五）	第一節 一種病原体等（第五十六条の三―第五十六条の五）
第二節 二種病原体等（第五十六条の六―第五十六条の十五）	第二節 二種病原体等（第五十六条の六―第五十六条の十五）
第三節 三種病原体等（第五十六条の十六・第五十六条の十七）	第三節 三種病原体等（第五十六条の十六・第五十六条の十七）
第四節 所持者等の義務（第五十六条の十八―第五十六条の二十九）	第四節 所持者等の義務（第五十六条の十八―第五十六条の二十九）
第五節 監督（第五十六条の三十一―第五十六条の三十八）	第五節 監督（第五十六条の三十一―第五十六条の三十八）
第十二章 費用負担（第五十七条―第六十三条）	第九章 費用負担（第五十七条―第六十三条）
第十三章 雑則（第六十三条の二―第六十六条）	第十章 雑則（第六十三条の二―第六十六条）
第十四章 罰則（第六十七条―第八十一条）	第十一章 罰則（第六十七条―第八十一条）
附則	附則

(定義)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 (略)

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 四 (略)

五 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。第五項第七号において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）

4 (略)

5 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 六 (略)

七 鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）

八 十一 (略)

6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

二 九 (略)

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなつたウイルスを病原体とするインフルエンザであつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであつてその後流行することなく長期間が経過しているも

(定義)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 (略)

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 四 (略)

(新設)

4 (略)

5 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 六 (略)

七 鳥インフルエンザ

八 十一 (略)

6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く。）

二 九 (略)

(新設)

のとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

8| この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型コロナウイルス等感染症を除く。）であつて、第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

9| 12| (略)

13| この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型コロナウイルス等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。

14| この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症、二類感染症又は新型コロナウイルス等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

15| この法律において「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症又は新型コロナウイルス等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

16| 22| (略)

23| この法律において「四種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清型がH2N2、H5N1若しくはH7N7であるもの（新型コロナウイルスエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新型コロナウイルスエンザ等感染症の病原体に限る。）

二 十一 (略)

(指定感染症に対するこの法律の準用)

7| この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症及び三類感染症を除く。）であつて、第三章から第六章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

8| 11| (略)

12| この法律において「特定感染症指定医療機関」とは、新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。

13| この法律において「第一種感染症指定医療機関」とは、一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

14| この法律において「第二種感染症指定医療機関」とは、二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院をいう。

15| 21| (略)

22| この法律において「四種病原体等」とは、次に掲げる病原体等（医薬品等であつて、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定するものを除く。）をいう。

一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清型がH2N2、H5N1又はH7N7であるものに限る。）

二 十一 (略)

(指定感染症に対するこの法律の準用)